

事前相談に関する『3つのお願い』

1. 事前に電話で連絡

総合支庁建築課に来庁して事前相談される場合は、あらかじめ電話で**日時をご連絡（ご予約）**されてから窓口にお越し下さい。事前相談については、予約された方を優先的に対応いたします。

なお、予約時に相談内容の要旨をお伝えいただくと関係資料等の準備ができますので、事前相談もスムーズです。

遠方等で来庁できない場合は、「事前相談用紙」に相談内容を記載し、必要資料を添付の上、FAX等でご相談下さい。

※法令の解釈や運用等に関する電話による相談は、相談内容が不明瞭となり、相談者・回答者双方の思い違いによるトラブルが発生する恐れがありますので、対応いたしかねます。

2. 「事前相談用紙」の準備

相談したい内容を「事前相談用紙」に具体的に記載し窓口にお持ち下さい。相談事項をあらかじめまとめておくことで、質問漏れを防ぎ、また、相談記録を残すことができます。「事前相談用紙」は県のホームページよりダウンロードできます。

県HP(<https://www.pref.yamagata.jp/180025/kurashi/sumai/kenchiku/kijunkankei/jizensoudan.html>)

3. 必要な資料の準備

相談に必要な資料（配置図、平面図等）は必ずお持ち下さい。

敷地や周辺の状態等を整理しておいて下さい。条件が異なれば回答が異なるケースも多くありますので、具体的に図面上で提示いただきながらご相談下さい。

その他、相談に必要なものがありましたらご準備下さい。

◇その他

確認申請の申請先を決めていない物件の相談については、あらかじめ申請機関を決めた上で、申請先の各機関に相談して下さい。

このチラシに関するお問い合わせ先



山形県 県土整備部 建築住宅課 建築行政担当 023-630-2651

事前相談に関する『3つのお願い』

総合支庁建築課へ行く前に・・・



①事前に電話で日時を予約



②事前相談用紙の準備

※相談用紙は県のホームページからダウンロードできます。



③図面等を準備

ご注意！

- ・法令の解釈や運用等に関しては、電話ではお答えいたしません。
- ・「事前相談用紙」をお持ちいただかなかった場合は、窓口で用紙に相談内容等の必要事項を記入していただいた後、担当職員が対応いたします。

建設地を所管する総合支庁建設部建築課へご相談下さい



村山総合支庁建設部建築課	審査指導担当	023-621-8235
最上総合支庁建設部建築課	審査指導担当	0233-29-1418
置賜総合支庁建設部建築課	審査指導担当	0238-26-6090
庄内総合支庁建設部建築課	審査指導担当	0235-66-5642